# 国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令 （平成二十四年復興庁・国土交通省令第一号）

福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠ふ  
頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第六十四条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。）及び」とあるのは、「ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

# 附　則

この命令は、平成二十四年七月十三日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一〇日復興庁・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年五月七日復興庁・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一月四日復興庁・国土交通省令第一号）

この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。